

税の申告は忘れずに

～所得税の確定申告、市・道民税の申告～

所得税の確定申告、市・道民税の申告期限は3月17日(月)です。

申告をしないと、本来受けることのできる社会保険料控除などが正しく計算できないため、申告した場合に比べ、所得税や市・道民税が多く課税されることがあります。

また、児童手当や保育所の入所、就学援助、公営住宅の入居、金融機関からの借り入れなどの申請に必要な所得・課税証明書の発行ができなくなりますので、忘れずに申告してください。

◇申告に必要なもの

- ①印鑑（朱肉を使うもの）
- ②平成19年中の収入金額を証明する書類（原本）
 - 給与所得や公的年金等の源泉徴収票
 - 報酬や料金などの支払調書（受給額の証明書類）
 - 不動産収入などのある方は、収入・支出の帳簿や領収書
 - 生命保険などから年金型の収入がある方は、受け取りの証明書類
 - 生命保険などの満期・解約の収入がある方は、受け取りの証明書類
- ③平成19年中の社会保険料などの支払いを証明する書類
 - 国民健康保険税納付確認書（はがき）または領収書（平成19年中に支払った分）
 - 介護保険料の領収書（平成19年中に支払った分）
 - 国民年金保険料控除証明書または領収書（平成19年中に支払った分）
 - 健康保険料（任意継続）の領収書
 - 生命保険料控除証明書 ●地震保険料控除証明書
- ④配偶者に収入のある方は、その収入金額の証明書類（源泉徴収票など）
- ⑤医療費控除を受ける方は、平成19年中に支払った医療費の領収書、医療費を補てんする保険金（高額療養費、入院給付金など）の金額が分かるもの
※領収書は、受診者・病院ごとに分け、『医療費の明細書』（市役所1階6番窓口）に備え付け）などに医療費の内訳と合計額を記載したものを持参してください。『医療費の明細書』がないと、順番どおりに受け付けできない場合があります。
- ⑥住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方（平成19年中に入居した方）
 - 住民票 ●家屋の登記簿謄本（写）
 - 家屋の工事請負契約書または売買契約書
 - 土地の登記簿謄本（写）や売買契約書（写）（敷地に係る借入金について併せて控除を受ける場合のみ）
 - 金融機関発行の『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』
 - 建築士から交付された増改築等工事証明書（家屋の増改築の場合）
- ⑦障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- ⑧所得税の還付を受ける方は、申告者名義の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

◇申告の必要な方

次の要件に該当しない方は、原則として所得税の確定申告、または市・道民税の申告をする必要があります。

- ・給与収入のみ（年末調整済み）で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方
- ・昭和18年1月1日以前に生まれ、収入が公的年金のみ（収入金額が152万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方
- ・昭和18年1月2日以降に生まれ、収入が公的年金のみ（収入金額が102万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方

※申告の必要な方でも次に該当する方は、電話で申告することができますので、税務グループにご連絡ください。

- ・平成19年中の収入が無かった方
- ・収入が遺族年金や障害年金、福祉年金のみの方
- ・収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

